

1930年代前半の日本綿製品の対イギリス領 インド輸出をめぐる論点

—— 第一次日印会商（1933年9月25日－34年1月5日）の再論 ——

籠 谷 直 人*

はじめに

- 1 1930年代の日本と英領インドとの通商関係についての歴史的前提
 - 2 イギリス本国にとっての英領インド領有の経済的意義
 - 3 「インド関税調査委員会報告」（1932年11月）を葬り去り、対英特惠関税を維持するために
 - 4 日印会商のなかで日本政府代表とインド政庁
 - (1) 澤田節蔵らの協調的外交姿勢
 - (2) インド政庁側の動き —— ジョセフ・ボアとジョージ・シャスター
- まとめにかえて —— 日本綿布は課税に値し、そしてインド人貿易商にも有益な輸入品であった
- (1) インド政庁にとって課税に値する日本綿布
 - (2) 日本の加工綿布を求めるインド人貿易商

は じ め に

本稿の課題は、1930年代のイギリス領インド（以下、英領インドと略す）市場にたいする日本の「綿製品」（以下、「綿布」と表記する）輸出を通して、日本と英領インド、そしてイギリス本国との通商関係について分析することにある。32年からの日本は、通貨の切り下げを通して、日本製品の輸出を増加させた。なかでも日本の綿布はイギリス領インド（以下、英領インド）に浸透したために、英領インド市場を舞台にした通商摩擦問題が生じた。日本の綿布輸出増加は、国際的な批判の対象になり、日本は国際的にも孤立化するように認識された。

この綿業国際通商摩擦の問題を議論したのが、日本と英領インドの政府間の交渉の「日印会

* かごたに なおと 京都大学人文科学研究所

商」(1933年9月-34年1月)であった¹⁾。本稿では、この日印会商を取り上げて分析し、次の点を強調したい。30年代の日本の綿布は、インド政庁にとっては輸入関税収入を確保するためには必要であり、インド人貿易商にとっても取引機会を提供した点で重要であったことを指摘する。そして、「インド棉花」にとっても日本の市場は重要であり続けた。なかでも本稿では、東洋棉花に残された『東棉四十年史(1960年11月)関係文書資料』(現在は、豊田通商)を利用したい。東洋棉花は1920年3月に三井物産の棉花部から独立して設立された。綿関係商社であった。表1に示したように、東洋棉花は、日本の綿関係商社の最上位に位置した。本稿

表1 日本綿布輸出商の輸出額 1942年

番号	輸出商名	輸出額 (千円)	割 合
1	東洋棉花	56,294	17.2%
2	三興	35,251	10.8%
3	日本棉花	26,491	8.1%
4	三菱商事	25,923	7.9%
5	江商	19,728	6.0%
6	又一	17,608	5.4%
7	大同貿易	7,675	2.3%
8	服部商店	7,351	2.2%
9	兼松商店	6,593	2.0%
10	加藤物産	4,056	1.2%
11	竹村棉業	4,032	1.2%
12	昭和棉花	3,829	1.2%
13	太平洋貿易	3,682	1.1%
14	山本願弥太商店	3,531	1.1%
15	丸永商店	3,409	1.0%
16	旭	3,211	1.0%
17	岩井商店	3,148	1.0%
18	日商	2,926	0.9%
19	田附商店	2,869	0.9%
20	岩田商店	2,551	0.8%
21	三友商店	2,432	0.7%
22	田村駒商店	2,379	0.7%
23	豊島	2,340	0.7%
24	安宅商会	2,212	0.7%
25	南阿西阿貿易商会	2,202	0.7%
26	田中助左衛門商店	2,145	0.7%
27	稲西	2,099	0.6%
28	昭和貿易	2,054	0.6%
29	近藤与商店	1,982	0.6%
30	北川	1,921	0.6%
31	伊藤萬商店	1,835	0.6%
その他とも合計(136社)		327,646	100.0%

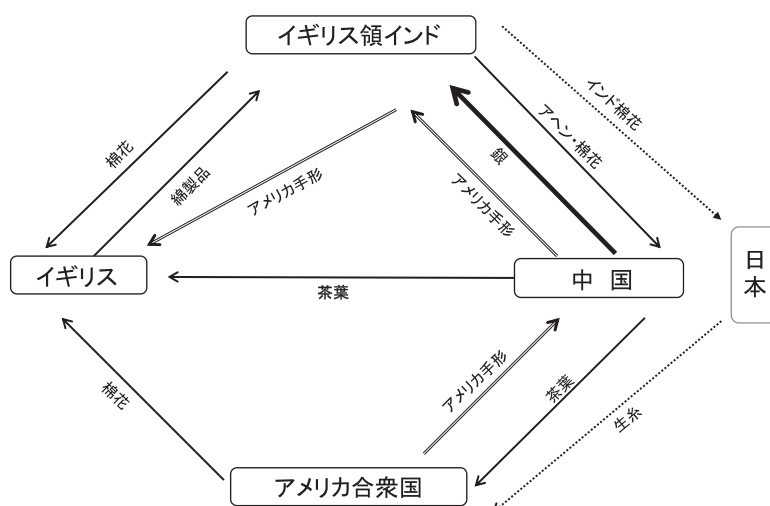
Source : Japanese Cotton Textiles' House, The Annual Report in 1943.

では、東洋棉花の全身の三井物産株式会社棉花部棉製品掛が編纂した『輸出棉製品解説』（1918年2月）、そして東洋棉花株式会社大阪本店綿布掛編『輸出生地綿布解説』（1936年3月）をも活用したい。

ところで、本論に入る前に19世紀のロンドンを中心とする国際金融決済網と日本の綿業に代表される工業化について触れておきたい。周知のように、近年のイギリス帝国史研究は、イギリス帝国の拡大をイングランド北西部のランカシャーの綿業ではなく、ロンドンの国際金融センターのシティの金融的利害に即して議論している²⁾。19世紀からイギリスのロンドンは、国際金融市場の中心として台頭し、世界地域で行われる貿易が、このロンドン・シティの国際金融市場で多角的に決済される体制がつくられた。

図1は、19世紀を対象にした、この多角的貿易決済網の概要を示したものである。このなかでは、イギリスのアメリカ棉花の購入に即して、アメリカ合衆国からロンドン宛に振り出された「アメリカ手形」が、真直ぐにロンドンには向かわずに、茶葉を輸出する中国にも登場し、この手形がイギリス綿布の英領インドへの輸出貿易と結びつくようになる。アメリカ合衆国、中国、英領インドを結ぶ、この世界貿易は国際信用の高いロンドンで決済され、多角的貿易決済網が伸張した。ロンドン・シティの国際的な信用の高さを前提に、最後はロンドンで決済される手形が多国間を流通した。

この多角的貿易決済網の概要のなかに、19世紀後半からの日本の対アメリカ生糸輸出と、英領インドからのインド棉花輸入を付加するすると、日本の工業化はロンドン国際金融市場を中心とする世界貿易にたいして均衡的であったことになる。19世紀末から日本は、「米国に輸



資料）並木頼寿，井上裕正『中華帝国の危機 世界の歴史19』中公文庫，2008年12月，57頁
 注記）破線で表記した日本については，籠谷が追加した。

図1 19世紀の多角的貿易決済網の概念図

出される生糸の金をロンドンへ廻して、それを以てカウンスル・ビル（Council Bill、インド省証券）を買い、印度棉の買付資金を賄って」³⁾ いたからである。

英領インドは、1893 年以降に「金為替本位制」を採用した。英領インドは、銀貨を無制限法貨として流通させ、同時に金準備を設けて、一定比率をもって金と銀貨を交換した。英領インドから中国へ輸出されたアヘンや棉花の対価として、中国から英領インドに持ち込まれる銀が、英領インド内の銀流通を支えた（図を参照）。金を納付して銀貨を請求するものにたいしては銀貨を交付し、銀貨をもって金の交換を希望するものには「ポンド貨払いの為替（英貨為替）」の交付で応じた。このイギリス本国と英領インドとの間の為替にはロンドンのインド省が介在しており、インド省は英領インド払いの「インド省証券（Council Bill）」を売り出した⁴⁾。そして、英領インドにおけるルピー貨の払込にたいしては、インド省の「逆インド省証券（Reverse Council Bill）」を交付（売）出して、ルピー貨の需給関係を調整した⁵⁾。日本のインド棉花輸入商は、このインド省証券を購入し、インド棉花の買付資金を調達した。日本は、インド省証券の購入をすすめることで、ルピーの通貨価値を維持することに貢献したのである⁶⁾。

しかしながら、時期を 1930 年代に移すと、日本の対アメリカ生糸輸出は大きく減少し、綿布の対英領インド輸出が増加することで、日本は、この伝統的な多角的貿易決済網にたいしては、必ずしも均衡的ではない様相を呈することになる。表 2 が示すように、30 年代の英領インド市場において、イギリス綿布の輸入量は減少し、それとは対照的に日本綿布の輸入が増加した。30 年代に円の通貨レートを切り下げた日本からの製品輸出は増加したのである。インド棉花の対日本輸出量もその生産量に占める割合は、4 割台から 3 割台に漸減した。そして、30 年代前半の日本綿布の対英領インド輸出の増加は、実際に、英領インド市場を舞台にした国際通商摩擦問題を招来した。本稿では、1930 年代の英領インド市場における日本綿布を通して、日本と英領インド、そしてイギリス本国との通商関係について検討を加えたい。

1 1930 年代の日本と英領インドとの通商関係についての歴史的前提

綿業をめぐる国際通商摩擦問題は、英領インドの輸出市場の確保をめぐって、すでに 1920 年代後半からイギリスのランカシャー綿業と大阪の日本綿業との間において生じた。しかしながら、インド政庁がイギリス政府をとおして、日印通商条約（Indo-Japanese Convention and Protocol, 1904 年 8 月に締結調印、1905 年 3 月から実施）の破棄を通告し（33 年 4 月 10 日）、あわせて日本綿布の輸入関税率を引き上げた（33 年 6 月 7 日に、50% から 75% へ）ところから、通商摩擦問題は、日本政府とインド政庁、そして英領インドの外交権を握るイギリス政府との多国間

1930年代前半の日本綿製品の対イギリス領インド輸出をめぐる論点（籠谷）

表2 英領インドにおける綿布生産と輸入量、インド棉花の生産と対日本輸出とその単価

年度	インド紡績兼営織布 (100万碼) a	外国からの綿布輸入量			綿布生産の 輸入代替化 b/a (%)
		入量 (100万碼) b	イギリスよりの輸入量 (100万碼)	日本よりの輸入量 (100万碼)	
1920	1,581	1,510	1,292	170	105%
1921	1,732	1,090	955	90	159%
1922	1,725	1,593	1,453	108	108%
1923	1,705	1,486	1,319	123	115%
1924	1,701	1,823	1,614	155	93%
1925	1,954	1,564	1,287	217	125%
1926	2,258	1,788	1,467	244	126%
1927	2,357	1,973	1,543	323	119%
1928	1,893	1,937	1,456	357	98%
1929	2,419	1,919	1,248	562	126%
1930	2,561	890	523	321	288%
1931	2,990	776	384	340	385%
1932	3,170	1,225	597	580	259%
1933	3,945	796	426	349	496%
1934	3,397	944	552	374	360%
1935	3,571	947	440	496	377%
1936	3,572	964	334	417	371%

年度	インド棉花生産量		対日本棉花輸出額 (千円) e	インド棉花の対日本輸出 依存度 d/c (%)	対日本インド 棉花輸出単価 e/d (円)
	（千俵） c	対日本棉花輸出品 （千俵） d			
1920	3,250	1,398	357,581	43.0%	256
1921	3,668	1,468	181,707	40.0%	124
1922	4,240	1,648	209,897	38.9%	127
1923	4,282	1,715	263,027	40.1%	153
1924	4,736	1,512	310,943	31.9%	206
1925	4,578	2,051	475,632	44.8%	232
1926	4,002	1,955	327,520	48.9%	168
1927	4,489	1,664	202,281	37.1%	122
1928	4,719	1,534	232,266	32.5%	151
1929	4,978	1,712	231,108	34.4%	135
1930	4,585	1,575	147,688	34.4%	94
1931	3,330	1,602	113,262	48.1%	71
1932	4,656	913	91,747	19.6%	100
1933	5,108	1,326	168,797	26.0%	127
1934	4,857	1,931	252,435	39.8%	131
1935	5,933	1,737	294,037	29.3%	169
1936	6,307	2,242	315,061	35.5%	141

資料）「日支事変の真相を開明して印度国民諸君に告ぐ」日印協会編『日印協会会報』64号、1938年4月、21-22頁。

注記）インドの「手織綿布」については略した。

の政治外交問題に拡大した。インド政庁は、イギリス本国から外交権の委譲をうけた上で、33年6月6日に政府間交渉の日印会商の開催を提案した。日印会商は、最初は英領インドのシムラ (Simla) で、10月20日からはデリー (Delhi) に移されて開かれた。

本来、日印通商条約は、日本製品に最恵国待遇をうたっていた。日本製品が英領インドに輸入される場合には、イギリス本国を含めた各国の輸入品に課されるのと同等の「最低率」を課税するという協定であった。それゆえ、日印通商条約の廃棄 (当初は1933年10月10日、その後11月10日になる) は、日本製品を対象にして輸入関税率を引上げる権限を、33年11月以降にインド政庁に与えることを含意した⁷⁾。

インド政庁はその外交権をもたなかったが、1920年代初頭からインド政庁と中央立法議会は「財政自主権」を認められた⁸⁾。保護関税は、23年から綿業、鉄鋼、砂糖、塩など多くの部門の産業に与えられた。それゆえ、日本綿布の輸入関税率をめぐる日本政府とインド政庁との日印会商は、英領インドで開催された⁹⁾。インド政庁は「関税に関しては英国政府から指図を受けないで自由に之を決定し得る権利、所謂財政自主権を持って居る」¹⁰⁾ のであり、インド政庁はその政治外交的主体性を高めた。日印会商の日本政府側の代表であった沢田節蔵も「印度には関税自主権を與えられて居る」¹¹⁾ ことを十分に承知していた。政府間交渉の日印会商の開催期間は、33年9月22日から34年1月5日までの約4カ月間であった (後述の表3)¹²⁾。そして日印綿業協定 (表3の34年1月5日) をふくむ、新しい日印通商条約の正式調印

表3 日印会商 (第1次) の経過の概略 (1933年10月-34年1月)

協定案 提出 回数	月. 日	①	②	③							④	
		対英印綿 布輸出量 (百万碼)	インド棉 花輸出量 (百万碼)	①/② (碼/俵)	①の品種別割当 (%)						対日本綿布 輸入関税率	
					生無地 Plain greys		晒地 Bleached goods	色地加工 Coloured goods				
					平織 Plain	縁付生地 Borderd greys			反染 dyed	捺染 printed	糸染 woven	平織生地
I	10月17日	300-350	1.25-1.50	233.3	45	13	8	9	15	10	従価 50%	従価 50%
Ⅱ	10月23日	578	1.25	462.4							—	—
Ⅴ	11月9日	325-400	1.00-1.37	290.9	45-60		20-35	35-50			—	—
V	11月15日	—	1.00-1.50	266.7	45-49.5	13-14.3	8-8.3	34-37.4			—	—
Ⅵ	11月21日	—	—	—	45-55	13-23	8-18	34-44			—	—
Ⅵ	12月4日	—	—	—	Vと同じ						—	—
協定	1934年 1月5日	325-400	1.00-1.50	266.7	45-49.5	13-15.6	8-9.6	34-37.4			従価 50%	従価 50%

資料) 籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会、2000年2月、6章。

日印通商協議会『日印会商史』(1942年9月)。

紡連 (倉田敬三控)『日印会商ニ関スル複往控』(日本紡績協会蔵)。

日本経済連盟調査課『最近日本及英帝国経済関係ノ経過』第2輯 (1934年7月)。

『日印会商電報綴』第1-4冊 (大蔵省財政史編纂資料、4-139-141)。

注記) ○は日本政府の提案。□内は新協定 (34年1月5日) の内容となる各項目の初出を示す。ただし、①項目については、インド側第Ⅲ回目の提案 (10月30日) が初出であり、325-400百万碼を内容にしたが、ここでは略した。

（ロンドンにて）は、34年4月19日であった。

日本政府とインド政庁との通商交渉の日印会商の経過を概観した表3をみると、この政府間交渉では次の4つのことが議論されたことがわかる。

- ① 日本の対英領インド綿布の輸出量の年間上限（4億碼）。
- ② 日本の対インド棉花輸入量の年間上限（150万俵）。
- ③ 日本からの輸入綿布（①に相当）の品種別割当（Category）制限〔生地 Plain greys に45%，縁付生地 Bordered greys に13%，晒 Bleached goods に8%，加工 Colored goods¹³⁾に34%¹⁴⁾〕。
- ④ 日本綿布の輸入従価関税率の比率（従価50%）。

これまでの経済史研究では、この政府間交渉の日印会商の争点は、日本とイギリスの両国の綿業が、英領インド市場を確保しようとする、その産業的利害の衝突と調整にあったとみなされてきた。なかでもイギリス綿業が、英領インド市場の確保の上で強い関心を示した「晒地 Bleached goods」綿布のカテゴリーをめぐって、日本からの輸入枠を低く抑えることに重点がおかれてきた¹⁵⁾。たしかに日本綿布の対英領インド輸出量のなかで、「晒」には輸出量全体の8%-9.6%という制限が加えられた（表3の③）。しかしながら、1930年の日本綿布の対英領インド輸出は271百万円にあり、そのなかで生地 Plain greys は106百万円、晒 Bleached goods は27百万円、加工 Colored goods は138百万円であり、対英領インド綿布輸出総額のなかで、「晒」は9%を占めた¹⁶⁾。そうであるとすれば、日本綿布の対英領インド輸出量の品種割当制限（③）は、ほぼ過去の実績を追認した側面も強いように考えられる¹⁷⁾。

表4は、ルピー貨で概観した英領インドの綿布輸入額の推移である。日本からの晒綿布の輸入額は、1933年から1000万ルピーを超えることはなかった。そして日本綿布の輸入額においては、日本綿業は「生地 Plain greys」や、加工製品の「捺染 printed」に強い関心をもっていたように読み取れる。資料が不足しているために、これは今後の検討課題であるが、日本綿布輸入への品種別割当制限は、日本とイギリスの綿業利害の衝突と調整というよりも、むしろ現状を追認したものであったと考えられる。それゆえ、日本とイギリスの綿業をめぐる産業利害の衝突と調整を主な内容としてのみ、日印会商を語るのは、必ずしも適当ではないと考えられる。

表 4 イギリス領インドの主要輸入品（砂糖、綿糸、綿布）とその輸入額（単位：100 万ルピー）

年度	全額	砂糖（23DS以上）			綿糸			綿布			綿布の品種別内訳						
		英国と英領植民地	ジャワ	その他とも計	イギリス	日本	その他とも計	英国と英領植民地	日本	その他とも計	未晒生地綿布			縁付生地綿布			
											A	B	C	A	B	その他とも計C	A
1928	2,533	0	154	156	35	12	62	400	88	525	137	60	201				
1929	2,407	2	126	131	29	16	59	332	126	492	117	89	209				
1930	1,648	0	84	86	12	8	30	124	58	199	28	39	68				
1931	1,263	0	40	44	12	8	29	77	53	142	9	28	39				
1932	1,325	1	32	36	13	16	37	117	77	206	4	26	30	13	6	19	
1933	1,153	1	19	23	9	9	25	82	40	128	3	13	17	9	3	12	
1934	1,333	0	16	18	10	11	30	109	48	167	3	19	23	12	4	17	
1935	1,343	0	14	16	6	17	37	86	61	154	2	23	26	10	6	16	
1936	1,252	0	1	1	7	13	25	70	54	130	1	18	20	7	6	13	
1937	1,734	0	1	1	7	16	25	61	44	113	1	11	13	2	3	5	
1938	1,523	0	2	3	5	17	29	45	49	101	1	18	20	4	6	10	

年度	綿布の品種別内訳											
	晒綿布			織（反）染綿布			捺染綿布			糸染綿布		
	A	B	その他とも 計C	A	B	その他とも 計C	A	B	その他とも 計C	A	B	その他とも 計C
1928	142	1	152	119	2	172						
1929	120	3	132	95	34	151						
1930	52	5	62	44	14	69						
1931	40	9	53	28	16	50						
1932	52	16	73	4	4	10	20	18	39	23	6	33
1933	36	9	47	3	2	6	12	10	23	19	3	23
1934	45	6	54	4	4	9	20	13	34	25	2	30
1935	38	8	49	2	4	7	15	18	33	19	2	23
1936	34	7	44	1	2	3	10	19	30	17	2	20
1937	28	9	41	1	2	3	10	15	26	19	4	25
1938	21	9	33	1	1	2	8	11	20	10	4	16

資料)

「1926 年度乃至 1928 年度印度対外貿易主要品国別統計表」、日印協会編『日印協会会報』46 号、1929 年 12 月、121-134 頁。
「1927 年度乃至 1929 年度印度対外貿易主要品国別統計表」、日印協会編『日印協会会報』48 号、1930 年 12 月、156-170 頁。
「印度対外貿易主要品国別統計表」、日印協会編『日印協会会報』50 号、1931 年 12 月、155-168 頁。同、日印協会編『日印協会会報』52 号、1932 年 12 月、164-177 頁。
同、日印協会編『日印協会会報』54 号、1933 年 12 月、138-149 頁。同、日印協会編『日印協会会報』56 号、1934 年 12 月、152-162 頁。同、日印協会編『日印協会会報』58 号、1935 年 12 月、160-169 頁。
同、日印協会編『日印協会会報』62 号、1937 年 12 月、109-118 頁。同、日印協会編『日印協会会報』66 号、1938 年 12 月、119-130 頁。同、日印協会編『日印協会会報』69 号、1939 年 10 月、134-145 頁。
データは、国別の 100 万ルピー以上、商品の合計額 1000 万ルピー以上のものが採用されている。
A は、「イギリス本国またはイギリス帝国植民地」からの輸入額。B は、「日本」からの輸入額。C は「その他国とも計」の輸入額。
1932 年以降は、「未晒生地」から「縁付生地」が独立し、「反染」と「糸染」が独立して、データが作成されている。

注記)

2 イギリス本国にとって英領インド植民地領有の経済的意義

イギリス本国が英領インドを領有することの利害は、英領インドからの毎年の円滑な送金を維持することであった¹⁸⁾。イギリス本国は、英領インドにたいして過去に膨大な投資をおこなっていた。イギリス本国にとっては、それにもとづく配当、金利、年金などの、英領インドからの毎年の円滑な送金が重要であった。インド政庁は、植民地財政をととして、国防費（本国費）や鉄道利子支払の負担とその本国への送金を担った¹⁹⁾。

第一次世界大戦後においては、イギリス本国は、世界の金融・サービスのセンターとしてのロンドンの位置の回復に主要な関心があった。それゆえ、「借金の利息、日常の費用、退役官吏の年金、鉄道会社等の配当金などの色々な形式で、英国へ流れていくおびただしい富の流出」を維持することが、インド政庁の役割となった²⁰⁾。この英領インドからイギリス本国への毎年の円滑な送金をめぐる経済的条件（政策）をめぐっては、次の3つの条件が重要であった。

第1の条件は、英領インドの通貨（ルピー貨）をイギリス本国（ポンド・スターリング）にたいして高く評価し、その通貨レートを固定することであった。なぜならば強い通貨は、それ自体が本国への送金を容易にしたからである。英領インドからイギリス本国への送金は、インド政庁の英領インドにおけるポンド・スターリングの買い入れや、紙幣準備金をイギリス本国の国庫へ振り替える方法によることが多かった²¹⁾。英領インドの場合、ルピーの対スターリング相場は、第1次大戦期に激しく変動したが、1924年からは、1ルピーは、1シリング4ペンスから1シリング6ペンスへと高めに変更されて、固定された²²⁾。それはインド政庁の「英国への送金に於いて負担を軽減ならしむ」²³⁾ ためであった。そして、1ルピー＝1シリング6ペンスの水準は、30年代以降にも変更されたることはなかった²⁴⁾。イギリス本国から英領インドに強制された高い通貨レートの水準は、インド国内にデフレ的圧力を加えた。強制された強い通貨は、英領インドの工業化に制約を加えているとの認識も強まった²⁵⁾。

第2の条件は、インド政庁が財政の均衡を通して、通貨の信用を維持することであった。インド政庁は、「為替レートを維持するために、政府財政的均衡を優先」²⁶⁾ することを課題にした。インド・ルピー通貨の信用を損なわないためには、財政収入を維持する必要がある。なかでも「歳入中最も重要なのは関税の歳入総額の維持」²⁷⁾ であった。1930年代のインド政庁（中央政府）の歳入額は、年間に約12億ルピー台であり、なかでも関税収入額は総歳入の2割から3割を占めた。

それゆえに、「綿布（輸入）関税引上げの理由は印度政府の財政難にある」（括弧は籠谷の注記）²⁸⁾ といわれた。1930年代に英領インドに輸入される綿布は、インド政庁にとって重要な課税対象であった。英領インドの輸入額のなかでは、オランダ領東インドからの砂糖の輸入が大きく減少した（前掲の表4）。砂糖の輸入の減少は、その輸入関税対象としての価値を低下させ

た。関税収入額に占める輸入砂糖からの収入額は、30年度の28.9%から35年度には8.3%へと大きく低下した（後掲の表6）。それにたいして、輸入綿布からの収入額の割合は、それぞれ10.2%から、16.1%へと増加した。それゆえに、30年代において、輸入綿布は課税に値する対象であり、むしろ「歳入の減少を意味する高率保護関税」²⁹⁾は回避すべきであるとの議論も出された（後述）。

第3の条件は、英領インドにおける貿易収支の均衡であった。貿易収支の赤字累積そのものも通貨の信用低下につながるからである。「印度は年々支払を要する利子其他諸費の支払に差支へない程度の有利なる貿易尻を増大」³⁰⁾する必要がある。なかでもイギリス本国によるインド棉花の輸入が問題となった。1929年において、イギリス本国は、その帝国圏から穀物、肉類、羊毛を輸入していたが、インド棉花に関してはイギリス本国の輸入は増加しなかった。イギリス綿業は、その原料棉花をアメリカに大きく依存しており、インドをはじめとするイギリス帝国圏からの棉花の輸入依存度は低かった。それゆえに、日本にインド棉花の購入を促すことが、日印会商の交渉での焦点の一つとなった（表3の②）。

3 「インド関税調査委員会報告」（1932年11月）を葬り去り、 対英特惠関税を維持するために

1933年4月10日に、インド政庁は、イギリス政府を通して、日印通商条約の廃棄を通告した。条約の失効は、通告から6ヶ月後の33年10月10日であった。そして、条約の失効は、その後に延長されて11月10日になった。つまり、インド政庁は33年11月10日以降に、日本との最恵国待遇条項を失効させ、日本製品のみを対象にした輸入関税の引き上げの自由を獲得しうることになった。日本では、インド政庁とイギリス本国との足並みは揃っているとの認識が大勢を占めた。

しかしながら、インド政庁が日印通商条約の廃棄通告に踏み切った理由は、柳沢悠氏が指摘されるように、インド政庁が「インド関税調査委員会報告書」³¹⁾を葬り去るためであった³²⁾。1932年11月に提出されたインド関税調査委員会報告書は、33年3月に失効することになる「27年インド関税（綿糸）法」（輸入綿糸に従価税5%）と、「30年（4月）インド綿業保護法」に代わる、新しい保護関税案をめぐる調査報告内容であった。

インド政庁は、1930年インド綿業保護法の施行以降では、関税の引き上げのたびに対英特惠を認めてきた。たとえば、輸入綿布への従価税率は、1930年4月4日には〈イギリス綿布の生地15%・イギリス綿布の加工に20%、その他の国の綿布（主に日本綿布）に生地20%・加工20%〉、31年3月1日に〈生地20%・加工20%、生地25%・加工25%〉、31年9月30日に〈生地25%・加工25%、生地31.25%・加工31.25%〉、32年8月30日に〈生地25%・加工、

生地 50%、加工 50%）へと引上げられた³³⁾。そして日印通商条約の廃棄通告がなされた後の 33 年 6 月 7 日には〈生地 25%・加工 25%、生地 75%・加工 75%〉となった³⁴⁾。イギリス綿布と日本綿布の従価の輸入関税率の間には、50% の差がうまれた³⁵⁾。30 年、31 年の輸入関税の引上げは、インド政庁の歳入不足の補填のためであったが、32 年以降は日本の円価切り下げへの対応であった。

しかしながら、このインド関税調査委員会報告書は、従価税と対英特惠関税を必ずしも認めていなかった。「調査委員会は英国及び日本製品に適用し得べき平均重量税を提案」（強調点は、籠谷）したのである。そして「英国及び日本より輸入する綿製品を比較して其価格の標準相違と見るべきものを決定する事は不可能である」として、イギリス綿布も含めて、すべての輸入綿布にたいして「同等の重量税を課す」ことを勧告したのである³⁶⁾。インド関税調査委員会報告書は、関税収入を通じた歳入増加にあたっては、イギリス綿布も課税対象であると想定していたのである。

インド政庁自身は、対英特惠を必ずしも認めない、このインド関税調査委員会の勧告を、中央立法議会に提案することをためらった。インド政庁は、イギリス本国のインド省とのやり取りの後、この勧告を葬り去るために、日本を対象とする「反ダンピング法」と呼称された「インド産業保護法」案を、先にインド中央立法議会にて通過させることにした（1933 年 4 月 15 日）。

インド産業保護法は、議会の討議と承認なしに、インド総督令（官報告示）によって施行しうるものであった。日本製品に対してインド産業保護法を施行するのであれば、日本との最恵国待遇に抵触するところから、日印通商条約の廃棄が必要になった。つまり、1933 年 4 月 10 日の日印通商条約の廃棄通告は、イギリス政府からなされたが、それはインド政庁自身の選択であった。インド政庁が、日印通商条約の廃棄を前提にしたインド産業保護法の導入に踏みきったのは、行政組織内部から提案されたインド関税調査委員会報告書の勧告を葬り去ることに、その狙いがあった。

インド産業保護法は、それまでのインド綿業保護法とは異なり、輸入関税の引上げ対象を「綿業」だけではなく、日本の「産業」製品の輸入全般へと広げたことになる。大阪や神戸を拠点にした日本の中小規模の輸出産業は、日印通商条約の廃棄（1933 年 11 月 10 日）にたいして敏感に反応したことには、十分な根拠があった。表 5 に示したように、対英領インド輸出のなかで日本綿布は首位を占めたが、1930 年年代を通して、日本綿布の対英領インド輸出総額のなかでの割合は、29 年の 55% から 36 年には 28% へと低下しており、日本の対英領インド輸出貿易は多様化していたことがわかる。いわゆる「雑貨」とよばれた輸出の増加を背景にした輸出製品の多様化は、インド政庁のインド産業保護法の施行にも根拠を与えたといえる。

表5 日本の対英領インド貿易の概観（1918年－1936年）（単位：千円）

年度		1918	1926	1929	1936	1918	1926	1929	1936
輸出額	綿織物	55,427	69,936	109,138	71,516	27.4 %	45.0 %	55.1 %	27.6 %
	人造絹織物	0	0	0	26,220	0.0 %	0.0 %	0.0 %	10.1 %
	綿糸	34,998	28,086	13,448	18,050	17.3 %	18.1 %	6.8 %	7.0 %
	絹織物	9,149	11,972	13,448	13,203	4.5 %	7.7 %	6.8 %	5.1 %
	人造絹糸	0	0	0	8,746	0.0 %	0.0 %	0.0 %	3.4 %
	硝子製品	2,759	26	4,085	5,817	1.4 %	0.0 %	2.1 %	2.2 %
	毛織物	874	2,392	315	5,254	0.4 %	1.5 %	0.2 %	2.0 %
	メリヤス	3,968	8,686	9,928	4,256	2.0 %	5.6 %	5.0 %	1.6 %
	生糸	473	121	0	3,871	0.2 %	0.1 %	0.0 %	1.5 %
	陶磁器	1,816	2,933	2,558	3,691	0.9 %	1.9 %	1.3 %	1.4 %
	樟脳	811	2,102	1,748	1,414	0.4 %	1.4 %	0.9 %	0.5 %
	ビール	3,598	437	713	649	1.8 %	0.3 %	0.4 %	0.3 %
	マッチ	8,014	748	112	86	4.0 %	0.5 %	0.1 %	0.0 %
	その他とも計	202,522	155,511	198,056	259,107	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
輸出港	横浜	38,253	9,367	18,707	36,156	18.9 %	6.0 %	9.4 %	14.0 %
	神戸	73,012	65,740	51,928	97,882	36.1 %	42.3 %	26.2 %	37.8 %
	大阪	81,093	65,727	97,244	95,802	40.0 %	42.3 %	49.1 %	37.0 %
輸入額	繰綿	210,084	327,520	231,106	315,060	78.3 %	83.7 %	80.2 %	84.7 %
	鉄鉄	911	9,547	16,949	7,568	0.3 %	2.4 %	5.9 %	2.0 %
	米	33,067	15,795	3	65	12.3 %	4.0 %	0.0 %	0.0 %
	その他とも計	268,185	391,136	288,119	372,009	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
輸入港	横浜	41,294	23,829	15,981	16,465	15.4 %	6.1 %	5.5 %	4.4 %
	神戸	147,781	237,732	187,916	252,205	55.1 %	60.8 %	65.2 %	67.8 %
	大阪	32,444	56,338	41,283	71,556	12.1 %	14.4 %	14.3 %	19.2 %

資料）日印協会編『日印協会会報』27号，1919年12月，104-116頁。同，42号，1927年11月，140-150頁。
同，51号，1932年6月，139-140頁。同，61号，1937年4月，82-83頁。
大蔵省編纂『昭和4年日本外国貿易年表』下編，1932年4月。同『昭和11年日本外国貿易年表』下編，1938年11月。

4 日印会商のなかで日本政府代表とインド政庁

(I) 澤田節蔵らの政府間協調外交姿勢

もしインド政庁が日本を対象にしたインド産業保護法を施行するのであれば，それは，日印通商条約が失効する1933年11月10日以降であった。それゆえに，33年9月から始まる日印会商をにらんで，インド政庁は，33年3月20日に，「30年インド綿業保護法」（当初は，33年3月に失効予定であった）を10月まで延長することを決めた（9月6日に再度の延長を立法議会で可決した）。そして，インド政庁は，「イギリス本国以外の国」（主に日本）からの輸入綿布にたいして，従価税を50%から75%に引上げた（33年6月7日）。

輸入綿布への従価税の75%への引上げや，1933年11月以降のインド産業保護法施行の可能性の高まりは，33年6月6日にインド政庁が開催を提案した日印会商において，インド政

庁側にはその交渉力を高めようとする政治的含意があった。しかし、後述するように、インド政庁は必ずしも日本綿布の輸入を「禁止」するような政治的意図はなかった³⁷⁾。

日印会商の交渉にあたった沢田節蔵（日印会商の日本政府特命全権大使）は、「印度が元々綿布関税を七割五分に引き上げたのは、私共の考えでは、日印会商を開催するに就いての駆け引きであった」³⁸⁾と述べていた³⁹⁾。実際に、「保護関税引上げ後に於ける綿製品の輸入減に伴い輸入関税収入激減」⁴⁰⁾が生じることをインド政庁は望んでいなかった。沢田節蔵ら日本政府代表は、そのことをすでに読み取っていた。

日印会商には、民間団体の代表として「大日本紡績連合会」（以下、紡連、と略す）からは、倉田敬三（大日本紡績）が派遣された。しかしながら、すでに日本政府から紡連にたいしては、「外務省はシムラ会商への我代表（紡連—籠谷注記）には、全権を付与せざることに決定」したことを通達した。紡連らの民間団体は日印会商には直接に参加できないことに大きく動揺した。紡連はあくまでもオブザーバーとして日印会商に関与することに制限された⁴¹⁾。日本紡績協会には、倉田敬三が残した『日印会商ニ関スル電報往復控』（1934年7月末）が残されている。この記録は、日印会商の経過をめぐる、倉田敬三（大日本紡績）と庄司乙吉（東洋紡績、紡連）との往復電報の記録である。そこには綿糸紡績業者に結集する紡連（民間生産資本）が、インド棉花の輸入停止を1933年6月13日に決議して、この実効へ強く期待していることが記されていた⁴²⁾。一連のインド政庁の対日本関税政策にたいして、紡連は「堪忍袋の紐が切れた」⁴³⁾として、インド政庁にたいして攻勢的な運動に乗り出した。インド棉花は秋が収穫期であり、大手の輸入先であった日本がその購入を停止すれば、インド棉花はその市場を失い、その価格は大きく暴落すると考えられた。棉花価格の暴落から生じるであろう、インド側内部の動揺と分裂を引き出すことが企図された。民間生産団体の紡連が、こうした強い「抵抗」姿勢を示したことは、その政治的基盤を持たなかったことと深くかかわっていたのである⁴⁴⁾。

それゆえ、日印会商のクライマックスは、日本製品を対象にしたインド産業保護法の施行が可能となり、インド棉花の収穫期をむかえる33年11月ころの秋であった（後述）。

インド棉花不買をまず表明したのは、紡連であったが（1933年4月15日）⁴⁵⁾、インド棉花不買運動への同意は、4月20日に「日本綿織物工業組合」、「日本綿織物同業組合連合会」、4月22日に「大日本織物協会」が表明した。しかしながら日本棉花同業業会からのインド棉花不買運動への参加は、6月9日へと遅れた⁴⁶⁾。インド棉花の日本人輸入商の代表であった、笹倉貞一郎（東洋棉花）などは、紡連が「今回印棉不買同盟の擧にでたるは、夫れが為蒙る日印両国感情の疎遠は勿論、経済的損失の莫大なるに鑑み、小生は喪心より遺憾」であると批判的であった⁴⁷⁾。このように、民間資本の日本綿業界にあっては、生産者（紡連）側と貿易商（棉花輸入商）側との間に不協和音があった。

そして、中国の日本人紡績企業であった「在華日本紡績業者」（以下、在華紡と略す）にも、

インド棉花不買運動の参加には消極的であった。青島紡績6社は「インド棉花不買」に参加したが(6月10日)⁴⁸⁾、「在華日本紡績連合会」(以下、「在華紡」と略す)は、「善処申合」(6月12日)⁴⁹⁾という曖昧な態度を示し、「印棉不買実行、ただし決議拘束を避くと申合せ」た⁵⁰⁾。一部をはぶいて、在華紡のインド棉花不買運動への不参加が表明されたといえる。インド棉花の購入に直接にあたる日本人棉花輸入商らの日本棉花同業業会や、中国市場を抱える在華紡にとってはインド棉花不買運動への参加には消極的であった。

前掲の表2に示したように、日印会商の前後にインド棉花の価格は、1933年以降に下落することはなかった。日本がインド棉花の不買にのりだすなかで、その間隙をぬって、「非日本人貿易商」によるインド棉花の買い付けが進んだからである⁵¹⁾。後掲の表8が示唆するように、インド内地での棉花の直接買付け(直買)において日本人貿易商は、1933年以降に Ralli Bros. と Volkart Bros. の後塵を拝することになる。また当時の紡績業界には「大紡績と中小とも績の軋轢は次第に表面化、前者の指導力はよわめられた」のである⁵²⁾。中小規模の綿糸紡績企業から、インド棉花の不買停止を求める動きに上位紡績企業は抗することができなかった。紡連(綿糸紡績企業)のインド棉花不買運動の実効はみられなかったのである⁵³⁾。

日印会商の経過を概観すると(表3)、日本政府代表側の「譲歩」姿勢が読み取れる⁵⁴⁾。早速、1933年10月2日に、沢田節蔵は「関税率引き下げを交換条件とする自発的綿布輸出統制具体案を提示」し、日本綿業界を驚かせた⁵⁵⁾。日本側の全権使節の沢田節蔵⁵⁶⁾は、インド棉花不買運動にのりだした民間生産団体の紡連とは異なり、インド政庁への協調的外交姿勢を用意していた。

なかでも注目したいのは、日本綿布への輸入関税率の水準が(表3の④)、従価50%の水準で早期に決着したことである(10月23日)。日本綿布への輸入従価税は75%から50%に引き下げられた。日印会商の交渉において、日本綿布の輸入関税率の水準設定は、大きな争点ではなかったのである。先述したように、インド政庁にとって、日本綿布は輸入関税収入を確保するためには重要な課税対象であり続けたのであり、日本側代表はそのことを認識していた。

日印会商の主要な争点は、日本綿布の対英領インド輸出を可能にするために、日本側がどれほどのインド棉花を毎年購入するかという問題に絞られた(表3の②)。そして、日印会商は、インド政庁側が提案した150万俵の年間購入を日本側が受け入れることで決着した(表3の1933年11月21日)。それゆえ、日本綿業にとっては、1934年から「インド棉花100万俵を買い付けて、綿布の3億2500万碼を輸出」することとし、さらにインド棉花の購入を「1万俵を増加する毎に、綿布輸出を150万碼増加させる」ことになった。「つまり、日印会商は「日本が150万俵の棉花を買ってくれば、(日本からの綿布)輸入量を4億(碼)としよう」(カッコ内は籠谷の注記)ということを決着した⁵⁷⁾。日本政府側は、インド政庁にたいして協調的な姿勢を示したのである。日本政府側は、日本綿業とは異なり、インド政庁にたいして協調外交で

対応した。

しかしながら、この協調姿勢も「満洲問題の解決は予想外の好調に進み、英米等の理解ある態度」を確保するためであったことにも留意したい⁵⁸⁾。つまり広田弘毅外務大臣は「満洲問題の完遂を図るために（中略）イギリスとの関係は、シムラ会議を纏めて、両国の関係をよくするやうにして行くより方法がない」と述べていた⁵⁹⁾。

日印綿業協定（表3の34年1月5日に成立）をふくむ、新しい日印通商条約の批准は、34年4月19日に仮調印され、34年9月19日に批准された（岡田啓介、広田弘毅とJohn Simon, Samuel Hoareとの協約であり、日本側からは松平恒雄が渡英した）。これ以降に、インド産業保護法が日本製品にたいして施行されることは無くなったのである。

（2）インド政庁側の動き —— ジョセフ・ボアとジョージ・シャスター

日印会商のインド政庁側にあつて、重要な役割を果たした人物が、ジョージ・サンソム（George Sansom）とトマス・アインスコフ（Thomas Ainscough）であつた。サンソムは、東京のイギリス大使館の通商顧問であり、日印会商においてはインド政庁の顧問およびイギリス政府のアドヴァイザーとして政府間交渉に参加した⁶⁰⁾。そしてロンドンから来たアインスコフは、インド高等通商弁務官（Senior Trade Commissioner in India）の地位にあり、日印会商においてインド政庁とイギリス政府との「橋渡し役」⁶¹⁾を演じた。しかし、ここで留意したいのは、イギリス綿業のランカシャーの利益はインド政庁によって必ずしも重視されていなかったことである。アインスコフは、高等通商弁務官としてランカシャーの利益を擁護する立場にあると考えられていたが、実は、彼はランカシャーの利益を重視していなかった。アインスコフは、ランカシャーの利害（市場確保）を守ることは、もはやイギリス政府やインド政庁の役割ではないと吐露した。関税収入に期待するインド政庁とイギリス本国のランカシャーの利害は一致することが少なかった。アインスコフは、ランカシャーの「衰退をできるだけ緩やかな過程を通して実現させ」⁶²⁾るなかで、イギリス本国とインド政庁との政治的関係の悪化を極力さけることを模索していた。

サンソムは、日印会商の交渉開始の当初、インド政庁側が日本綿布輸入量の年間上限を3億碼に抑えようしていることを知った（1933年10月16日）。しかし、インド政庁の顧問として彼は、この数字はインド政庁側の「独断的な」ものであり、日本綿布輸入量の年間上限（表3の①）の数字は、「日本に説得的な数字であるべきだ」と諭した⁶³⁾。サンソムは、すでに、日本側は本質的に品種別割当制限（表3の③）の導入を受け入れていると観察していた。サンソムは、日本綿布からの年間の輸出量を適当なものとして固定すれば、日本側はインド棉花の年間購入量（150万俵）を認めるであろうと助言した⁶⁴⁾。そして、日印会商において、日本からの綿布の毎年の輸出量の上限は、4億碼で決着した（表2の11月9日）⁶⁵⁾。日印会商は日本が「綿

布を4億碼入れる代りに、(棉花を一籠谷注記)150万俵買ふ」⁶⁶⁾ということでは決着した。

しかしながら、ここで注意したいのは、日印会商でのインド政庁側の交渉姿勢が、日本から協調的姿勢を引き出せるほど一貫して強固なものではなかったことである。日印会商にあたったインド政庁側の代表が、行政参事会の通商担当委員のジョセフ・ボア (Joseph William Bhore) であった (写真を参照)。実はボアは、財政担当委員のジョージ・シャスター (George Schuster) との足並みの悪さに困惑していた。

財政担当委員シャスターは、インド政庁の財政収入や貿易収支の均衡を重視する立場にあった。彼は、一貫して「財政上の安固」⁶⁷⁾を優先しており、「新予算の歳入増加を図る趣意から、印度官吏の所得税迄も引上げて増徴を断行」⁶⁸⁾せざるを得ないとまで述べていた。そして、シャスターの立場は、日本側の民間団体 (紡連) のインド棉花不買運動が有効である限り、インド政庁側は日本に対して譲歩すべきである、というものであった、そうでなければ、日本市場に代わるインド棉花の輸出先を確保しなければならないとも強調していた。また、シャスターは、日本側にインド棉花を毎年購入させるためには、日本綿布に対する英領インドの輸入量の年間の上限 (表3の①) を引き上げることが必要であるとも考えていた⁶⁹⁾。シャスターは、日印会商の交渉テーブルに直接に加わっていないが、インド政府の財政収入問題が関連することについて、彼はインド政庁側の最終決定に影響をおよぼす可能性が高かった⁷⁰⁾。日本の紡連によって実施されたインド棉花不買運動に結束の乱れが生じないかぎり、この財政担当委員はその発言力をインド政庁のなかで有した。日本側のインド棉花不買運動を緩和するためにも、インド政庁側が日本に譲歩する必要があるとの議論でさえ出された。つまりインド政庁は、行政機関内部から提案された対英特惠の拒否姿勢 (インド関税調査委員会報告書) と、インド棉花の輸出市場の確保、といった2つの課題に直面しており、日本政府代表と直接に交渉にあたるインド通商担当委員のボアの立場は決して磐石なものではなかった。

それでは、インド政庁内における通商担当委員と財政担当委員との足並みの揃わぬなかで、通商担当委員ボアの交渉力は、どのようにして確保されたのであろうか。ボアの交渉力の回復は、インド政庁内からではなく、その外部からもたらされた。まず、第1の契機は、日印政府間交渉と並行してすすめられた民間交渉 (日印、英印、日英の三つが開催された、ただし日英は準備会的なもので、1934年2月14日から3月14日に日英民間会議がロンドンで開催されたが、決裂した) であった。なかでもインド綿業とイギリス綿業との交渉において民間協定が結ばれた (33年10月28日)⁷¹⁾。イギリスとインドの民間交渉の協定は、イギリス側の代表者である W. クレア・リース卿 (Sir William Clare Lees, イギリス綿業使節首席) と、インド側の H. P. モディ (Hormasji Pershaw Mody, ボンベイ紡績連合会会長) の名を冠した、「リース=モディ」協定 (Lees-Mody Pact) とよばれた⁷²⁾。この協定により、(1) インド綿業は、「英国より輸入される綿布にたいして適正な擁護」を与えるととしても、日本綿布には「英国に適應すべき標準以上に

高度の自己擁護を」行使する。(2) イギリス帝国やその他の世界市場においてイギリス製品に与えられる「利益は印度品に迄及ぼす」ことにする。(3) インド綿業が取引関係施設をもたない世界市場においては、「マンチェスター商業会議所は、そこに地盤をもつ英国商館と接触できるように斡旋」する。(4) そしてイギリス綿業は「英国内における印棉消費を普及促進」することを確認した⁷³⁾。

この英印民間協定をうけて、「インド棉花調査委員会」(the Indian Cotton Enquiry Committee)がつくられた。この調査委員会は、1933年6月から8月にかけて、P. タークルダース(Purshotamdas Thakurdas)などのインド棉花の利害関係者と会談するとともに、インド棉花に関する調査・分析・試し織りをおこなった。また「リース=モディ」協定締結後に、インド棉花消費増大に関してクレア・リース卿から次のような提案がなされた。

- ① イギリス綿業がインド棉花を使用するために、2名の棉花委員(Cotton Commissioner)を英領インドにおき、イギリスの織布に適合する棉花の種類や数量などの調査をおこない、イギリスからの照会がある場合は棉花委員は周施をおこなうこと、
- ② リヴァプールまたはマンチェスターにインド棉花の在庫を確保する計画を立案し、紡績業者はこの在庫を使ってインド棉花の購入を図ること。

このような具体的措置の提案は、ランカシャー側にはインド棉花輸入増加の意志があることを示すものであった。しかしながら、イギリス本国の紡績業界では、「到底印棉の大量使用が不可能なことが判明し、モディは失望の中に帰印した」⁷⁴⁾という。

実際の英印民間交渉においても、英領インドからイギリス本国への本国費支払いのためには、インドは毎年多額の輸出をおこなわなければならないことが十分認識されていた⁷⁵⁾。日本のインド棉花輸入ボイコットへの対抗手段としても、インド棉花の輸出を拡大させるには、日本だけでなくヨーロッパ、とくにイギリスの輸入増加に期待がよせられた⁷⁶⁾。サンソムも、イギリス綿業界は、英領インドの紡績業者・織物業者・棉花栽培業者の双方と合意に達するように努力すべきであると考えていた⁷⁷⁾。

しかしながら、この「リース=モディ」協定は、イギリスと英領インドの両綿業界内の一致団結を示すものではなかったことは留意しておく必要がある。このことは、英印間で結ばれた民間協定が、リースとモディの個人の名前を冠したものとどまったこととも関連した。インド側の代表モディは、カストゥールバーイー・ラールバーイー Kasturbhai Lalbhai (アフマダーバード Ahmedabad 代表)、D.P. カイタン Khaitan (ビルラー Birla 財閥、カルカッタ代表)、ラーラー・シュリ・ラーム (デリー代表)などの他の民間代表と歩調をあわせていたわけではなかった。カストゥールバーイーら3人はイギリス綿業界との協定締結に反対であり、モディ

はインド綿業界をまとめ上げることに失敗した。つまり最終的にイギリス綿業界と提携できたのはボンベイの紡績業界だけであった。そして、モディも 1935 年 3 月に、ボンベイ紡績連合会会長を辞任していた⁷⁸⁾。

アインスコフは、この「リース=モディ」協定はインド綿業界全体の合意ではないが、インドの民間側が、ボンベイだけであったとしても、対英特惠関税を承認したことはインド政庁にとっては意義あるものであり⁷⁹⁾、懸案の「関税委員会報告は完全に葬り去られた」⁸⁰⁾ことを意味したと評した。そして、イギリスの民間側がインド棉花の購入の姿勢を 1933 年 10 月 28 日に表明したことは、インドの貿易収支問題に固執するシャスターの態度を緩和し、ひいては政府間交渉の日印会商にあたるボアの立場を強化することになった。ボアが日本側の提案に十分な抵抗姿勢を示しうようになり、33 年 11 月 15 日には、ほぼ日印綿業協定の原型になる案(表3の①から③)を提示した。

そして、第2の契機は、イギリス政府内における、大蔵省、商務省、外務省、植民地省、そしてインド省からなる委員会の決定であった。そこでは、もし日印政府間交渉が決裂するようなことがあれば、日本が購入するはずであったところのインド棉花(毎年 150 万俵)の買い上げをイギリス政府が保証する、というものであった。ここでは、イギリスの大蔵省の意向が強かった。

大蔵大臣のネヴィル・チェンバレン(Neville Chamberlain)は、1933 年に日印会商と同時に進行していたアメリカ・ドルの切り下げの影響について強い懸念を表明していた。つまりドルの切り下げは、アメリカ棉花の対外輸出を促進させ、日本がアメリカ棉花の輸入を増加させる可能性を高めたからである⁸¹⁾。この大蔵省主導の財政援助の用意を受けて、インド政庁の通商担当委員ボアは、日本政府側代表の沢田節蔵に、「印度政府としては止むを得ざる場合には、印棉栽培業者に対しては財政上の援助を与え」⁸²⁾(12 月 4 日)ることを伝えた。リース=モディ協定という民間レベルだけではなく、ここにおいて、イギリス政府の財政的援助の見通しがつくなかで、インド政庁が強く懸念していたインド棉花の販路・処理問題は、日印会商のなかで後景に退いたのである。これはインド政庁にとっては画期的であった。ボアは、12 月 4 日に、11 月 15 日と全く同じの内容の協定案を出して、沢田節蔵にその受け入れを迫ったのである(表2)。

先述したように、日本の紡連は、インド内地において非日本人貿易商によるインド棉花の奥地買い付けが進んでいることを認識するようになった(表8)。紡連によるインド棉花不買運動は継続できない状態が現れたのである。東京イギリス大使館の顧問で代理大使として活動していた T.M. スノウ(T.M. Snow)からの報告も、インド棉花不買運動の継続が困難であることを示していた。スノウは、日本綿業はすでに低廉な棉花を使い果たしているの、これからは現時点(33 年 6 月)の為替相場でインド棉花を購入しなければならず、過去の原棉在庫の保持

による有利な立場は喪失したと報告した⁸³⁾。

政府間交渉の日印会商の最後に、沢田節蔵は日本綿布輸出の品種別割当制限（表3の③）において、インド案の晒の8%の割当を受け入れた。このことは、晒の品種に強い利害を有するイギリス綿業の意向が、日印会商に強く反映したものと認識できよう。しかし、こうした日印会商の決着は、イギリス側の官民をあわせた強い圧力によって実現したものというよりは、むしろ重要な懸案であったインド棉花の販路問題が、イギリス大蔵省の財政援助の公約によって解決をみて、インド政庁側がその交渉力を高めたことによるものであった。

まとめにかえて

—— 日本綿布は課税に値し、そしてインド人貿易商にも有益な輸入品であった

(1) インド政庁にとって課税に値する日本綿布

1934年以降の日印綿業通商関係は、日本からの綿布輸出量と日本のインド棉花輸入量の上限を確定して展開してゆく。しかしながら、政府間交渉の日印会商を通した日印綿業通商協定の成立（34年1月5日－37年3月までの3年間）は、両国間の取引の継続を含意したことが重要であった。日印政府間交渉の過程を改めて確認すると、当時の新聞などのメディアが大きな問題として取り上げた、日本綿布への従価輸入関税率（表3の④）は、当初から従価税50%の水準で合意されており、必ずしも大きな争点ではなかった。

表6が示すように、「イギリス本国からの綿布」と「それ以外の外国からの綿布（ほとんどが日本綿布）」の輸入関税収入額は、1930年度〈「イギリス製品」から2000万ルピー、「日本製品」から1800万ルピー〉、31年度〈1700万ルピー、2000万ルピー〉、32年度〈3000万ルピー、3600万ルピー〉、33年〈2100万ルピー、2500万ルピー〉、34年度〈2900万ルピー、2600万ルピー〉、35年〈2300万ルピー、3300万ルピー〉、36年度〈1700万ルピー、3000万ルピー〉であった。輸入綿布への従価税率は、1934年以降には日本綿布に50%、イギリス製品に25%という税率であったが、関税収入額の側面からみると日本とイギリスの綿布は、インド政庁にとっては、ほぼ同額の関税収入を稼ぎ出しており、やや日本綿布からの収入額がイギリス綿布のそれを上回っていたことがわかる⁸⁴⁾。日本綿布はイギリス綿布よりも低廉であっただけに、従価輸入関税率の差異は、インド政庁にとっては、ほぼ同額の収入を稼ぎ出していたという点では、合理的な選択であったといえる。さらに35年以降になると、課税対象としての日本綿布の関税収入でのその重要性は増した。インド政庁にとって輸入される日本綿布は課税対象としては重要な商品であり、日本製品は、必ずしも排除すべき対象ではなかった。

政府間交渉の日印会商において、インド政庁のなかでは、日本綿布の輸入額が、交渉の決裂によって大きく減少するのであれば、イギリス製品にたいしても課税することが検討されてい

表6 インド中央政府の歳入額における輸入綿布からの関税収入額（単位：100 万ルピー）

年度	歳入額 a	関税収入額			綿布関税収入額 c				c/b (%)	砂糖関税輸入額 /b (%)
		b	b/a (%)		平織生地綿布		その他の綿布			
					英国製	日本製	英国製	日本製		
1930	1,248	373	29.9 %	38	2	9	18	9	10.2 %	28.9
1931	1,256	361	28.7 %	37	1	8	16	12	10.2 %	22.5
1932	1,254	419	33.4 %	66	2	13	28	23	15.8 %	16.3
1933	1,104	357	32.3 %	46	1	9	21	25	12.9 %	13.8
1934	1,221	388	31.8 %	55			29	26	14.2 %	9.8
1935	1,211	380	31.4 %	61			28	33	16.1 %	8.3
1936	1,178	366	31.1 %	47			17	30	12.8 %	1.4

資料）龍谷直人、木谷名都子「帝国経済の対立と有和」石田憲編『膨張する帝国拡散する帝国』、東京大学出版会、2007年4月、61頁。これに一部修正した。原資料は、以下のもの。

Department of Commercial Intelligence and Statics, *India, Stastical Abstract for British India*

Statistics, where available, relating to certain Indian States from 1920-21 to 1929-1930

(Calcutta, Government of India, Central Publication Branch, 1932), pp. 150-15. 及び, *Stastical Abstract for British*

India with Statistics from 1927 to 1937 (Delhi, Manager of Publication, 1939), pp. 276, 292-294.. この資料の収集にあたっては、西村雄志氏のご教示を得た。以下で、補足した。

「印度の関税収入」日印協会編『日印協定会報』47号、1930年7月、172-173頁。

池本信巳「印度中央政府の財政特に国防費に就いて」日印協会編『日印協定会報』59号、1936年6月、25-37頁。

「印度関税収入」日印協会編『日印協定会報』59号、1936年5月、167-168頁。

注記）1934年以降において、「平織生地」からの収入は、「その他とも綿布」に含まれる。

「外国製」は「日本製」として読みかえた。

た⁸⁵⁾。インド政庁にとっては日本綿布への課税をととして財政を均衡させ、日本の定期的なインド棉花購入を通じた貿易収支の均衡によって、通貨レートを安定させることに強い関心があった。そして、沢田節蔵は、インド政庁が希求した「為替レートを維持するために、政府財政的均衡を優先」⁸⁶⁾せよという利害に配慮したのである。

しかしながら、イギリス綿業界は、英領インドにおける対日本輸入関税率を50%にすることについて難色を示した。W. クレア・リース卿は、円為替が切り下げられたにもかかわらず、日本製品への税率を75%から50%に再度引き下げれば、日本の綾織（Twill Weave）は円平価切り下げによる利益を享受することになると考えた⁸⁷⁾。それゆえにクレア・リースは、イギリス綿布の輸入関税率を5%（つまり25%から20%に）引き下げて欲しいと要求した。しかし財務担当シャスターは、このイギリス綿業側からの要求にたいして、関税収入の面から応ずることはできないとこたえた⁸⁸⁾。シャスターでさえも、イギリス綿布は課税対象として有益であるとみなしており、彼にはイギリス綿布に対する輸入関税率を引き下げる意志はなかった。

(2) 日本の加工綿布を求めるインド人貿易商

日印会商（第一次）は、1934年に新しい日印綿業協定の締結と日印通商条約の再締結によって幕をとじた。日本綿布への輸入関税は、従価50%に引き下げられた（34年1月8日）。前掲の表3に示したように、この協定によって、1934年以降の日本の対英領インド綿布輸出量は、年ごとに上限が画された（年間4億碼）。そして、日本からの綿布輸出量を品種別（表3の③—

生無地 Plain greys・縁付生地 Bordered greys・晒地 Bleached goods・色地 Colored goods〔反染 dyed, 捺染 printed, 糸染 woven〕に、貿易商に割り当てる輸出規制のために、商工省が指導する「日本綿製品対印輸出組合」（綿業会館5階、大阪市東区備後町三丁目八番地、後に、「日本綿糸布印度輸出組合」と改称）が設立され（34年3月17日）、5月5日に統制が開始された。この組合は、商工省の指導（34年1月8日から）の下に、在日本貿易商から構成される対印輸出統制組合であった。

日本綿織物対印輸出組合は、商工省より統制事務を移管され、対インド綿製品輸出証明書の発行事務を開始した。組合員数は、1935年に109社、36年4月に163社、40年4月に239社、同年10月に246社へと増加した⁸⁹⁾。

対印輸出組合は、前年度半期の輸出実績の8割を、次年度半期に輸出商に割り当てた。そして新規参入社のためには前年度後半期の輸出実績分の「2割を入札」に付すことで対応した⁹⁰⁾。日本綿織物対印輸出組合の代表であった奥村正太郎（常務理事）は、「この輸出組合がある限り、これからインド政庁は、別に日本綿布に対して輸入制限を加えない」⁹¹⁾と指摘した。つまり、日印綿業通商関係は日本綿織物対印輸出組合の統制事業によって、1930年代を通して維持されたことになる。そして、1934年以降に、英領インド市場における日本綿布の輸出量は増加し、インド棉花の購入価格は上昇した⁹²⁾（表2）。

日印綿業協定に則して設立された日本綿織物対印輸出組合は、1933年までの各貿易商の輸出実績に基づいて、在日本輸出商に綿布輸出量の品種別割当（表3の③、34年1月5日から）を実施した。表7に示したように、35年4-9月の対印輸出組合による日本綿布輸出の品種別構成比を確認すると、〈生無地 Plain greys に42%、縁付生地 Bordered greys に14%、晒地 Bleached goods に9%、色地加工 Coloured goods に35%〉という割当実績であり、ほぼ日印綿業協定（表3の③）が順守されたことがわかる。

この割当規制によって、加工綿布を中心に日本綿布の輸出取引の機会を獲得したのが、神戸に拠点をもつインド人貿易商であった⁹³⁾。インド政庁の日本綿布への輸入関税率の問題が、日印会商の前後に騒がしくなるなかで「独り日本人ばかりではなく、印度人輸入商たちですらその狼狽は又一層で」⁹⁴⁾あったという。表7に示したように、1935年において、この日本綿織物対印輸出組合には、在日本輸出商の108社が加盟し、日本人輸出商は65社、インド人貿易商をはじめとする非日本人輸出商は43社が参加した⁹⁵⁾。非日本人輸出商のなかでは、B. M. カルワー（B. M. Kharwar）、A. A. カリム・ブラザース（A. A. Karim Bros.）、J. キマトライ（J. Kimatrai）などが代表的な存在であった。そして、日本人輸出商が、生地綿布の取引に重点を置いていたのとは対照的に、インド人輸出商は日本の加工綿布の取引に比重を置いていた（表7）。「印度から来て居る商人、神戸、大阪に居る印度の方は商売は上手」⁹⁶⁾と評されたのは、加工綿布をめぐることであった。前年度の輸出実績に即した、個々の在日本輸出商の種別輸出割当量（表3の③）は、後に「輸出権」と呼ばれるようになった。

表7 在日本輸出商別の対英領インド向け日本綿製品輸出 (1935年4月から9月の輸出割当)

順位	輸出商社名 (日本人輸出商)	所 在	出資口数		口数 1936年	品 種 別 輸 出 構 成 比 (%)				輸 出 商 の 品 種 別 シ ェ ア (%)					
			1934年	1936年		生地	緑付生地	晒地	加工	計	生地	緑付生地	晒地	加工	計
1	東洋棉花株式会社	大阪市東区	10	10	10	61%	5%	14%	19%	100%	29.4%	7.9%	34.1%	10.9%	20.3%
2	日本綿花株式会社	大阪市北区	10	10	10	59%	35%	1%	5%	100%	23.3%	43.2%	2.7%	2.3%	16.8%
3	伊藤忠商事株式会社	大阪市東区	10	10	10	53%	31%	9%	7%	100%	13.1%	24.3%	10.9%	1.9%	10.5%
4	江商株式会社	大阪市北区	10	10	10	51%	2%	22%	25%	100%	8.9%	0.8%	18.7%	5.2%	7.3%
5	株式会社 竹村商店	大阪市東区	5	5	5	36%	18%	2%	44%	100%	4.4%	6.8%	1.0%	6.3%	5.1%
6	又一株式会社	大阪市東区	7	7	7	50%	0%	23%	27%	100%	4.4%	0.0%	10.2%	2.8%	3.7%
7	株式会社服部商店	名古屋市中東区	7	7	7	67%	0%	1%	31%	100%	3.1%	0.0%	0.3%	1.8%	2.0%
8	合資会社 南星商会	大阪市東区	5	5	5	0%	0%	4%	96%	100%	0.0%	0.0%	0.6%	3.6%	1.3%
9	三井物産株式会社大阪支店	大阪市北区	10	10	10	0%	0%	2%	98%	100%	0.0%	0.0%	0.2%	3.4%	1.2%
10	合名会社 服部幸吉商店	大阪市東区	1	1	1	74%	0%	0%	26%	100%	1.9%	0.0%	0.0%	0.8%	1.1%
(非日本人輸出商)															
1	B. M. Kharwar	神戸市葦合区	7	7	7	26%	15%	10%	49%	100%	3.4%	6.4%	6.3%	7.8%	5.6%
2	A. A. Karim Bros., Ltd.	神戸市葦合区	6	6	6	21%	0%	5%	74%	100%	2.4%	0.0%	2.7%	10.4%	4.9%
3	J. Kimatrai & Co.	神戸市葦合区	5	5	5	11%	0%	6%	83%	100%	0.4%	0.0%	1.1%	3.9%	1.7%
4	Omprakash Durgadas	神戸市神戸区	1	1	1	0%	0%	1%	99%	100%	0.0%	0.0%	0.1%	3.3%	1.2%
5	Kundanmal Ramlal	神戸市神戸区	1	1	1	0%	0%	1%	99%	100%	0.0%	0.0%	0.1%	3.2%	1.1%
6	M. Jaffer & Co.	神戸市葦合区	1	1	1	2%	0%	10%	88%	100%	0.0%	0.0%	1.1%	2.3%	0.9%
7	Tanaka Sukezaemon 田中助左衛門 (オランダ人)	大阪市西区	1	1	1	84%	0%	0%	16%	100%	1.5%	0.0%	0.0%	0.3%	0.8%
8	Jaigopal Ramkishan Bros.	神戸市葦合区	1	1	1	0%	0%	0%	100%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.5%
9	V. Doshi & Co.	神戸市葦合区	1	1	1	1%	0%	0%	99%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.5%
10	Gurdial Naraindass	神戸市神戸区	1	1	1	0%	0%	1%	99%	100%	0.0%	0.0%	0.1%	1.3%	0.5%
その他とも合計 (108社)			239	322	322	42%	14%	9%	35%	100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
日本人輸出商の、その他とも小計 (65社)			183	249	249	49%	16%	9%	26%	100%	92.0%	93.4%	86.8%	58.5%	79.9%
非日本人輸出商の、その他とも小計 (43社)			56	73	73	17%	4%	6%	73%	100%	8.0%	6.6%	13.2%	41.5%	20.1%
輸出総量 (千碼)						88,252	28,165	17,777	73,509	207,730					

資料) 日本綿糸布印度輸出組合「第二次事業報告書、決算報告書」1936年3月、に掲載の付図 (輸出纖維会館所蔵)。

東洋棉花調査部「英領印度輸出割当実績」1936年3月 (「東棉四十年史資料」、現在は豊田通商)。

日本綿織物対印輸出組合「組合員名簿」1934年4月、1936年4月。

注記) 輸出商の「品種別輸出構成比」の太数字は、50%以上を示す。「輸出商の品種別シェア」の太字は、5%を越える輸出商をカバーした。

田中助左衛門は、オランダ人の経営になる (松村道三郎編「実業功労者苦心談」大阪府知事官房、1935年1月) 177-180頁。

又ーは、「又一株式会社 小史」金商又一株式会社、1993年7月、20-55頁。

1930年代前半の日本綿製品の対イギリス領インド輸出をめぐる論点（籠谷）

しかしながら、上位の日本人輸出商の東洋棉花にとっては、「対印輸出第二年度において莫大な輸出権の遺棄——輸出割当の不使用——を生ぜる」⁹⁷⁾ ことになった（後述）。とくに、東洋棉花は、「現在の綿布のクォーター（表3の③—籠谷注記）をすすめる為には、輸出商は非常な努力をして犠牲をはらって」⁹⁸⁾ いたが、生地綿布をめぐるのはインド綿業との競争に直面し、生地綿布の「輸出権」を十分に満たすことは困難という問題に直面していた。表9に示したように、日本綿製品対印輸出組合の「輸出量割当」とインドにおける「輸入量実績」の推移をみると、第2年度第1期（1935年4-9月）には、2億0773万碼の輸出割当にたいして2599万碼の「割当残」を出しており、なかでも生地綿布における割当残量が多かった。1930年代には英領インドにおける綿布の輸入代替化は、強制された強いルピー通貨のなかでも、かなり進んでいたものであり（表2の1930年以降）、在日本輸出商が生地綿布の輸出割当量を達成することは困難であった。

表8 インドにおける貿易商の棉花直接買付（単位：俵）

期間	東洋棉花		日本棉花	江商	Ralli Bros.	Volkart Bros.	三綿の小計	日本の棉花消費量	
		1俵当り経費					a	b	a/b
1930年9月-31年3月	234,963	1.4.2	242,884	150,666	205,274	238,058	628,513	1,500,000	42%
1931年9月-32年3月	59,865	3.9.0	71,838	71,714	36,229	63,444	203,417	1,117,000	18%
1932年9月-33年3月	179,613	1.3.8	150,586	141,723	140,089	204,896	471,922	906,000	52%
1933年9月-34年3月	131,302	1.3.4	123,570	90,116	272,820	365,173	344,988	1,224,000	28%
1934年9月-35年3月	111,078	1.7.10	99,085	109,768	147,662	171,787	319,931	1,771,000	18%

資料）笹倉貞一郎『笹倉覚書』1935（乙亥）年版。

5月20日（月）-21日（火）付け頁のメモ（大阪市立大学学術情報センター蔵）。

日印会商準備委員会（坂上国治）『日印貿易参考資料』日本綿糸布印度輸出組合、「統計編」, 1936年6月, 46頁。

注記）上位2社を太字にした。

経費の単位は、ルビー、アンナ、パイサである。

表9 日本綿製品対印輸出組合の輸出割当とインドでの輸入実績（単位：千碼）

年度 期	期 間	割当 A	輸入実績 B	割当残 B-A	内 訳			
					生地	縁付生地	晒	加工
1	1 1934年4月-35年3月	477,944	469,565	8,429	4,984	9,926	▲2,237	▲4,244
2	1 1935年4月-9月	207,730	181,731	25,999	24,924	3,060	▲1,191	▲994
2	2 1935年10月-36年3月	220,098	226,969	▲6,871	4,375	▲2,667	▲1,626	▲6,953
3	1 1936年4月-9月	193,026	187,287	5,739	18,940	▲1,687	▲2,749	▲8,765
3	2 1936年10月-37年3月	205,740	149,285	56,455	50,056	3,763	1,148	1,488
					生地	縁付生地	晒	捺染
4	1 1937年4月-9月	203,000	168,266	34,734	41,835	12,191	▲11,780	▲25,809
4	2 1937年10月-38年3月	203,998	96,894	107,104	59,114	15,351	▲1,593	▲5,485
5	1 1938年4月-9月	203,997	192,346	11,651	235	0	▲3,211	▲4,903
5	2 1938年10月-39年3月	190,649	202,687	▲12,038	▲7,561	▲734	▲2,770	▲4,800
6	1 1939年4月-9月	166,961	176,364	▲9,403	1,980	▲2,419	▲3,813	▲6,688
6	2 1939年10月-40年3月	112,329	114,717	▲2,388	▲2,537	▲519	7	▲435
								1,096

資料）日本綿製品対印輸出組合（日本綿糸布印度輸出組合）『事業報告書』各年度（輸出繊維会館蔵）。

注記）▲は、輸出割当にたいしてインドの輸入実績が上まることを示す。換言すればインド側の需要が高いことを示す。

東洋棉花は、「カテゴリー category（表3の③—籠谷注記）のある為に非常に日本製品の輸出が阻害せられ、印度で要求しない商品のクォーターが非常に多く、印度が是非買いたい商品のクォーターは極めて微々たるもので、邦品輸出の一大障害となって」⁹⁹⁾ いるとのべた。ここで「印度で要求しない商品」とは生地綿布であった。東洋棉花は、「大販売網を世界に有せるに不拘（—籠谷の中略）、群小商社の後塵を拝し」た、と吐露していた¹⁰⁰⁾。そして、この「群小商社」には、日本の加工綿布を取引するインド人貿易商もいた。1935年において、非日本人（インド人）貿易商は加工綿布の取引に比重をおいており、輸出総量の4割を占める勢いであった（表7）。

日本人輸出貿易商で構成される「輸出綿糸布同業会」は、1936年につぎの二つの点を問題であると指摘した。第一は、「外国人が自由に組合員」であることに極めて批判的であったことである。非日本人貿易商など「業態の薄弱なるものは（中略）不当の廉売を敢えてなし品質の低下を誘致する」というのがその理由であった¹⁰¹⁾。上位の輸出貿易商であった東洋棉花株式会社も「輸出に直接関係なき生産者、外国人が自由に組合員たり」しことに強い懸念を表していた¹⁰²⁾。確かに日本人貿易商は、対英領インド輸出量において、ほぼ8割を占めた（表7）。しかしながら、日本綿製品対印輸出組合の「議決に関する現行法規」（1934年3月、1936年5月改正）¹⁰³⁾によると、日本綿製品対印輸出組合の年二回の総会での組合員の議決権は、輸出量規模が違えども「組合員は総会において各一個の議決権を有す」という、「各社一票」主義であった。そして「総会の議決は、総組合員の半数以上の出席し、その議決権の四分之三（75%〈—籠谷の注記〉）以上を以て之を為す」という「員数主義」であった¹⁰⁴⁾。

輸出綿糸布同業会は、これを「員数偏重問題」とみなして、「組合員の取扱高を参酌し、（中略）出資持分の等差を加へ、員数偏重の弊害を是正」することを強く求めた。その後、日本綿製品対印輸出組合は、各社には「出資口数に応じて二票以上の議決権を有せしむる」ことになった¹⁰⁵⁾。しかしながら、総会の決議には、組合員の半数以上の出席が求められ、議決権の75%以上が必要であることには変化はなかった¹⁰⁶⁾。

表7に示したように、1934年4月の日本綿製品対印輸出組合員の日本人は107社、非日本人は56社であった。そして出資口数は、全体で239口であり、日本人の口数は183口、非日本人のそれは56口であった。1936年4月には332口に増えて、日本人は249口、非日本人は73口であった。日本人貿易商の発言力は強いとみられたものの、非日本人は出資口数では1934年と36年に23%を占めており、25%に迫るものであった。つまり日本綿製品対印輸出組合の総会議決において、上位の日本人貿易商が、必ず議決権の75%以上を確保することは、必ずしも確実とはいえない局面があった。換言するならば、1930年代前半の日本綿織物対印輸出組合の「員数主義」は、「輸出統制は中小資本の利害を保護」¹⁰⁷⁾することに重点を置いていたのである。

第二は、「輸出に直接関係なき生産者の自由に輸出組合員足りうる現状」であった。いまだ「輸出組合及輸出組合品取締に関する現行主要法規」（1936年5月改正）には「輸出品」についての規定が不明瞭であった¹⁰⁸⁾。すでに36年には、東洋紡績（3口）、大日本紡績（出資は3口）、鐘淵紡績（3口）、富士瓦斯紡績（3口）日清紡績（1口）、豊田紡績（1口）、などの上位紡績業者が輸出組合に参加していた¹⁰⁹⁾。

紡連にすると、「輸出数量の大部分を輸出商に割当るような輸出統制」は、「輸出権の特権化」に他ならず、取引において輸出商は生産者にたいする交渉力を高めたと、日本綿織物対印輸出組合に批判を加えた。これは「輸出組合と紡績聯合会の係争」¹¹⁰⁾と呼ばれた。先述のように東洋棉花などが、輸出割当量を満たすことができなかったことを、紡連は「輸出権を放棄した」¹¹¹⁾ものと批判した。東洋棉花にたいしては、「非国民的」無能力とまでの批判が加えられたのである¹¹²⁾。

以上のように、1930年代には、日本綿織物対印輸出組合内における上位日本人貿易商の発言力への制限や、日本綿業内における紡連（生産）と輸出組合（輸出商）との係争という問題が存在した。しかしながら、本稿の強調したい点は、30年代の日本綿布は、インド政庁にとっては課税に値し、インド人貿易商にとっても有益であったことである。1930年代は有益な日本綿布をめぐる、インド政庁、インド人貿易商らが、日本人貿易商や日本政府を巻き込んで、市場秩序を形成したことに注目したい。

注

- 1) 本稿は、籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会、2000年2月、第6章で議論した論点に、その後に収集した史料を加味して、1930年代の日本と英領インドとの通商関係を再検討するものである。本稿が基本とする資料は、断らない限り、日印会商準備委員会（代表、坂上国治）編『日印貿易参考資料』日本綿織物対印輸出組合、1936年6月、日本綿糸布印度輸出組合（代表、坂上武史）編『対印輸出貿易事情』1939年2月、である。旧稿にコメントを下さった（2009年1月31日付）、故柳沢悠先生には改めて心から感謝申し上げたい。日印会商に関する、古典的な研究は、柳沢悠「第一次日印会商（1933-34年）をめぐる英印関係」『経済と貿易』横浜市立大学経済研究所、125号、1980年2月と、同「英印経済関係とインド工業化の一側面」秋田茂、籠谷直人共編『1930年代のアジア国際秩序』淡水社、2001年4月、である。
- 2) P.J. ケイン、A.G. ホブキンス『ジェントルマン資本主義の帝国 II 危機と解体 1914-1990』名古屋大学出版会、1997年4月、8章（第2版として、Cain J.P. and A.G. Hopkins, *British Imperialism 1688-2000*, Second Edition, Longman, 2002, Chapter 23.）。以上の議論をインド近代史において展開したのは、長崎暢子「ガンディー時代」辛島昇編『南アジア史 新版世界各国史 7』山川出版社、2004年3月、372-423頁。
- 3) 以上は、塚田公太（東洋棉花）述「印度貿易の懷古」日印協会編『日印協会会報』84号、

- 1943年11月, 22頁。
- 4) 本誌掲載の川村朋貴「南アジア地域経済圏におけるイースタン・バンクの「関所資本主義」(1860~90)」『人文学報』号, 京都大学人文科学研究所, 2016年月も参照。
 - 5) 堀江悦三稿『印度幣制概説』横浜正金銀行調査課(調査報告126号)1941年11月, 第2章。
 - 6) 張韓模「日本の原綿問題とインド省手形」『経済論叢』京都大学経済学会, 152巻1・2号, 1993年7・8月。
 - 7) この経過については, 沢田壽夫編『沢田節蔵回想録——一外交官の生涯』有斐閣, 1985年3月, 160-181頁。
 - 8) 前掲, 長崎暢子「ガンディー時代」408頁。
 - 9) 三宅哲一郎(元カルカッタ総領事)述「日印貿易情勢に就いて」日印協会編『日印協会会報』59号, 1936年5月, 9頁。
 - 10) 沢田節蔵(日印会商日本政府代表, 伯立西爾駐在日本大使)「印度に就いて」日印協会編『日印協会会報』55号, 1934年12月, 7頁。
 - 11) 沢田節蔵談「日印会商雑感」『中央公論』559号, 1934年7月, 232頁。
 - 12) 前掲, 籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』第6章を参照。
 - 13) 加工は, のちに, 〈反染 dyed, 捺染 printed, 糸染 woven〉に分類される。
 - 14) 「生無地 Plain greys」の種名には, 粗布 (Sheeting), 綾織木綿 (Twill Weave), 金巾 (Shirting-巾 40 寸以上), 金巾 (Shirting-巾 39 未満), 帆布, など。「縁付生地 Borderd greys」には, ドーディー。「晒 Bleached」は, 綾織木綿及綾織 (Twill Weave), 三巾金巾 (Shirting-巾 34 寸以上, 34 寸未満), 縮など。「色地加工 Coloured goods」は, 染綾木綿, 捺染細綾, 捺染綾織 (Twill Weave), 天竺, 染縹子, 染金巾・スレーキ・紅金巾, 更紗, 四綾, 縞三綾, 染(無地フランネル), 捺染フランネル, 縮, ポプリン, 小倉織, 天鷲絨, ギンガム及ゼファー, ギアバデイン, などである。
 - 15) 柳沢悠「第一次日印会商(1933-34年)をめぐる英印関係」『経済と貿易』横浜市立大学経済研究所, 125号, 1980年2月, 4-15頁。
 - 16) 「日本製綿布の印度向輸出額」日印協会編『日印協会会報』49号, 1931年6月, 187頁。1930年のイギリス本国の対英印綿製品輸出額は, 61百万ポンドであり, そのなかで, 〈生地は10百万ポンド, 晒は18百万ポンド, 捺染は10百万ポンド, 反染は18百万ポンド, 糸染は3百万ポンド〉であり, 晒は輸出量のなかで29%を占めた(「英国の印度向綿布輸出」日印協会編『日印協会会報』49号, 1931年6月, 193頁)。副島八十六「印度関税引上問題の経過」日印協会編『日印協会会報』52号, 1932年12月, 3頁。
 - 17) 本稿では, 生無地 Plain greys, 晒, 色地加工 Colored goods を, に分けた。
 - 18) 前掲, 長崎暢子「ガンディー時代」402-403, 407-413頁。
 - 19) 古山勝夫編『印度概観』満鉄東亜経済調査局, 1943年12月, 740-743頁。西巖(カルカッタ日本商品)「印度中央政府の財政特に国防費に就いて」日印協会編『日印協会会報』59号, 1936年5月, 36頁。「印度の財政」日印協会編『日印協会会報』63号, 1937年12月, 127-128頁。
 - 20) デイ・デイ・ガングアル「印度は何処へ」日印協会編『日印協会会報』66号, 1938年12月, 39頁。
 - 21) 「印度より英国国庫へ送金」日印協会編『日印協会会報』50号, 1931年12月, 193頁。
 - 22) 「印度幣制改革」日印協会編『日印協会会報』40号, 1927年6月, 135頁。阿部房次郎「印度綿糸関税引上事情」日印協会編『日印協会会報』42号, 1927年11月7頁。横浜正金銀行調査課

1930年代前半の日本綿製品の対イギリス領インド輸出をめぐる論点（籠谷）

- 「印度の貨幣制度」日印協会編『日印協会会報』58号、1935年12月、39-47頁。Frank Moraes, *Sir Purshotamdas Thakurdas*, Asian Publishing House, Bombay, 1957, Chapter 9.
- 23) 「印度幣制改革」日印協会編『日印協会会報』40号、1927年6月、135頁。
- 24) 杉原薫『アジア間貿易の成立と構造』ミネルヴァ書房、1996年2月、第4章。前掲、古山勝夫編『印度概観』685-687頁。横浜正金銀行調査課「印度の貨幣制度」日印協会編『日印協会会報』58号、1935年12月、43頁。横浜正金銀行調査課「対印度南洋貿易概観」各号日印協会編『日印協会会報』各号も参照。
- 25) 塚田公太『外遊漫想 よしの髓』浅井泰山堂、1929年12月、28-30頁。前掲、長崎暢子「ガンデー時代」407-413頁。
- 26) CAB. 27/556, p. 42.
- 27) エム・ビー・カンデイ「印度の関税改正に就いて」日印協会編『日印協会会報』62号、1937年9月、9頁。
- 28) 副島八十六（日印協会理事）「印度輸入綿布関税引上問題の推移」日印協会編『日印協会会報』47号、1930年7月、2頁。「印度の関税」日印協会編『日印協会会報』51号、1932年6月、159-162頁。
- 29) 「印度の関税方針」日印協会編『日印協会会報』62号、1937年9月、130頁。
- 30) エッチ・ヴィー・シン「印度経済界の現勢」日印協会編『日印協会会報』62号、1937年9月、6頁。
- 31) 「印度関税調査委員会報告要旨」日印協会編『日印協会会報』55号、1934年6月、22-33頁。
- 32) 前掲、柳沢悠「第一次日印会商（1933-34年）をめぐる英印関係」、4-15頁。
- 33) 西巖（カルカッタ日本商品館館長）「対印度輸出業者への警告」日印協会編『日印協会会報』51号、1932年6月26-29頁。副島八十六「印度関税引上問題の経緯」日印協会編『日印協会会報』52号、1932年12月、3頁。
- 34) 日印会商準備委員会『日印貿易参考資料』日本綿糸布印度輸出組合、1939年3月、71-74頁。
- 35) 副島八十六「日支事変の真相を開明して印度国民諸君に告ぐ」日印協会編『日印協会会報』64号、1938年4月、25-26頁。同「日印通商条約廃棄と我対策」日印協会編『日印協会会報』53号、1933年6月、1-14頁。
- 36) 柳沢悠「第一次日印会商（1933-34年）をめぐる英印関係」『経済と貿易』横浜市立大学経済研究所、125号、1980年2月、34頁。「印度関税調査委員会報告要旨」日印協会編『日印協会会報』55号、1934年6月、30頁。
- 37) 副島八十六「印度関税引上問題の経過」日印協会編『日印協会会報』52号、1932年12月、5頁。
- 38) 西巖（カルカッタ日本商品館）「日印会商と日印貿易の将来」日印協会編『日印協会会報』56号、1934年12月、19頁。前掲、澤田壽夫編『澤田節蔵回想録』160-181頁。
- 39) 澤田以外には、寺尾進（商工省貿易局長）、三宅哲一郎（カルカッタ総領事）、飯田九州雄（大蔵書記官）が交渉にあたる。随員には、原明治郎、松嶋鹿夫、吉田寛、小滝彬、橋井眞がいた。小滝については、松嶋鹿夫「日印会商と小滝彬君」松野鶴平ほか編『小滝彬伝』1960年9月、77-86頁、を参照した。
- 40) 副島八十六「印度関税引上問題の経過」日印協会編『日印協会会報』52号、1932年12月、5頁。
- 41) 日本綿糸布輸出組合連合会編『綿業年表誌』（1867年5月-1942年11月）輸出繊維会館蔵、

1933 年 8 月 5 日付。そして、日印会商は、「全員が官僚」（三角佐一郎ほか編『回想の日印関係 三角佐一郎談話録』東京外国語大学地域社会先端教育研究センター、2008 年 1 月、106 頁）で構成された。本書については、佐藤宏先生のご教示を得た。

- 42) 大島居彦司「印度棉買付実況」日印協会編『日印協会会報』49 号、1931 年 6 月 21-26 頁。
- 43) 前掲、澤田節蔵談「日印会商雑感」232 頁。インド政庁においても民間からの後援を期待せず
に動くことがきまっていた (Marguerite Dupree ed., *Lancashire and Whitehall: The Diary of Sir
Raymond Street*, Voleme one, 1931-39, Manchester University Press, 1987, p. 265.)。
- 44) 田和安夫談 (1985 年 7 月 23 日の聞き取り調査、綿業会館、大阪)。田和氏は次のように語っ
ていた。「いつも外務省や商工省で取り決めたことを、突然に何の相談もなく、大阪にもってく
る。多少の負担は大阪の綿業界なら耐えられる、という考えがあえるのだろう。困ったことで、
戦後の通産省もそうでした。確かに大阪の綿業界には経済力があつたが、それも 1970 年代から
は後退した。大阪は大阪で自分を守っているようなものです。」
- 45) 日本綿糸布輸出組合連合会編『綿業年表誌』(輸出繊維会館蔵) 1867 年 5 月-1942 年 11 月。
- 46) 同前、1933 年 6 月 9 日付。
- 47) 笹倉貞一郎 (東洋棉花株式会社)。「印棉不買同盟に就いて」、日印協会編『日印協会会報』54
号、1933 年 1 月、大阪市立大学学術情報センター所蔵も参照。
- 48) 前掲、日本綿糸布輸出組合連合会編『綿業年表誌』1933 年分の記録。
- 49) 同前、1933 年 6 月 12 日付。
- 50) 同前、1933 年 6 月 14 日付。
- 51) 笹倉貞一郎『笹倉覚書』1935 年 5 月 21 日付 (東洋棉花株式会社の『社員手帳』を使用した笹
倉貞一郎の備忘録、大阪市立大学学術情報センター蔵)。
- 52) 東洋棉花大阪本店綿布掛編『輸出生地綿布調査報告及解説』1936 年 12 月、21 頁。
- 53) 前掲、籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』第 6 章。
- 54) 副島八十六「日印会商の経緯」日印協会編『日印協会会報』55 号、1934 年 6 月 1-16 頁。
- 55) 前掲、日本綿糸布輸出組合連合会編『綿業年表誌』、1933 年 10 月 2 日。
- 56) 前掲、沢田壽夫編『沢田節蔵回想録』160-181 頁。前掲、日本綿糸布輸出組合連合会編『綿業
年表誌』、1933 年 10 月 2 日付。
- 57) 以上、前掲、澤田節蔵談「日印会商雑感」236 頁。
- 58) 木戸幸一『木戸幸一日記 上』岡義武、東京大学出版会、1966 年 4 月、134 頁。
- 59) 原田熊雄『西園寺公と政局』第三巻、岩波書店、1951 年 4 月、169 頁。本稿では、日印会商に
おける日本政府側の代表のインド政庁にたいする通商の譲歩姿勢に注目しているが、こうした
1930 年代の日本の協調的経済外交は、32 年 3 月の「満洲国」の建国を対外的に承認させようと
する政治的含意があつた。33 年 3 月に日本は国際連盟から脱退するが、イギリス領における政
府間交渉の協調的外交は、そうした日本の対中国膨張策を補うことに狙いがあつたことを看過し
てはならない。
- 60) Report by G. B. Sansom (Commercial Councillor, His Majesty's Embassy, Tokyo), and H. A.
Macrae (Commercial Secretary, His Majesty's Embassy, Tokyo), Economic Conditions in Japan,
1933-1934, Department of Overseas Trade, No. 604, His Majesty's Stationary Office, 1935, p. 96.
キャサリン・サンソム (大久保美春訳)『東京に暮らす 1928-1936』岩波文庫、1994 年 12 月、
も参照。
- 61) 27th October 1933, Ainschough, to A. Edgcumbe, Fo371/17164, f7065, p. 164.

- 62) 27th October 1933, Ainscough, to A. Edgcumbe, FO371/17164, f7065, p. 166.
- 63) Official Diary of Mission to Simla Conference, 1933, by G.B. Sansom, from October 16th to October 22nd 1933, entry for 17th October, FO371/17164.
- 64) Memorandum by G. Sansom, dated 20th November 1933, FO371/17164.
- 65) 日本から英領インドへの綿布の輸出量は、1931年度（3月に終わる年度）の3億4000万碼から、34年度に3億7400万碼に、35年度4億9600万碼、36年度4億1700万碼となった。輸出量の全体からみても、各年は、14億1400万碼（31年度）、25億7700万碼（34年度）、27億2500万碼（35年度）、27億1000万碼（36年度）という実績を残した（村山高『世界綿業発展史』日本紡績協会、1966年10月、426-428頁）。
- 66) 前掲、澤田節蔵談「日印会商雑感」237頁。
- 67) 「印度関税又々引上」日印協会編『日印協会会報』50号、1931年12月、171頁。
- 68) 「印度関税引上と我対印貿易」日印協会編『日印協会会報』49号、1931年6月、173-174頁。副島八十六「印度輸入綿布関税引上問題の推移」日印協会編『日印協会会報』47号、1930年7月、2頁。
- 69) Official Diary by G. B. Sansom, dated from October 28th 1933, FO371/17164.
- 70) Letter from T. M. Ainscough to A. Edgcumbe, Department of Overseas Trade, dated on 30th September 1933, FO371/17163.
- 71) ロンドンで開催された「日英綿業民間交渉」は、1893年4月日に決裂した。詳しくは、前掲、籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』第6章。
- 72) 「英印協約成立」日印協会編『日印協会会報』55号、1934年6月、192頁。
- 73) 日印会商準備委員会（代表は、坂上武史）『日印貿易参考資料 増補第二版』日本綿糸布印度輸出組合（綿業会館5階、大阪市東区備後町三丁目八番地）、1939年4月、26-27頁。
- 74) 副島八十六「日印通商条約廃棄通告以後デリー会商迄」日印協会編『日印協会会報』56号、1933年12月。3頁。
- 75) Record of the Meetings between the Lancashire Delegation and the Indian Industrialists, FO371/17163: pp. 175-176.
- 76) Representation to Government of India by British textile delegation, October 1933, FO371/17164.
- 77) Official Diary of Mission to Simla Conference covering period October 2nd-7th 1933, by George Sansom, entry for October 3rd, FO371/17163.
- 78) 「ボンベイ紡績聯合会長更迭」日印協会編『日印協会会報』57号、1935年5月、216頁。
- 79) Letter from Thomas M. Ainscough to A. Edgcumbe, dated 30th October 1933, FO371/17164.
- 80) I. M. Drummond, *British Economic Policy and Empire, 1919-1939*, London, 1972, p. 134. Basudev Chatterji, *Trade, Tariff and Empire: Lancashire and British Policy in India 1919-1939*, Oxford University Press, 1992. Chapter 7. Marguerite Dupree ed., *Lancashire and Whitehall: The Diary of Sir Raymond Street*, Volume one, 1931-39, Manchester University Press, 1987, p. 275.
- 81) 24th November to 1st December 1933, CAB27/556: pp. 6, 14, 42, 65.
- 82) Ibid.
- 83) Letter from T. M. Snow to John Simon, 7th June 1933, FO371/17154: p. 57.
- 84) 前掲、木谷名都子「インド棉花輸出問題から見た英印民間会商と第一次日印会商」43頁。

- 85) Fo371/17164, f7065 : p. 18.
- 86) CAB27/556, p. 42.
- 87) Letter from Thomas M. Ainscough to A. Edgcumbe, dated 27th October 1933, FO371/17164.
- 88) A Summary of Letter from Thomas M. Ainscough to A. Edgcumbe, dated 6th November 1933, FO371/17164.
- 89) 日本綿織物対印輸出組合『組合員名簿』各年（輸出繊維会館蔵）。
- 90) 奥村正太郎「輸出統制の一例」『綿業時報』第二年第7巻，1934年7月。
- 91) 日本綿糸布輸出組合連合会編『輸出綿業界ノ回顧 第3回』1941年1月，76頁（輸出繊維会館蔵）。
- 92) Sir G.B. Sansom (Commercial Counsellor, His Majesty's Embassy, Tokyo), Report on Economic and Commercial Conditions in Japan, June 1936, Department of Overseas Trade, No. 653, His Majesty's Stationary Office, 1936, p. 76.
- 93) すでに1920年代から「本邦に居留の外国人が随分相当の利益」をえていた（香川溱「経済漫言」，日印協会編『日印協会会報』45号，1929年5月，28-29頁）。1926年には，Ali Humza, S. C. Das, V. J. Patel, O. V. Patlan, S. A. Ahmed, M. H. Hirji, R. B. Dave, J. J. Mankad, J. J. Shah, D. D. Mehta, B. M. Batki, G. Shah, W. Assmull, A. C. Dama, Iserdas Bulehand, B. M. Kharwar, Detaram & Son, A. C. Dume, G. Shab らが，「日印協会」に加入していた（「新入会員」日印協会編『日印協会会報』38号，1926年8月，124頁）。
- 94) 澤田節蔵「日印会商と日印貿易の将来」日印協会編『日印協会会報』56号，1934年12月，21頁。
- 95) 日本綿織物対印輸出組合『組合員名簿』1934年8月（輸出繊維会館蔵）。その後に改称された「日本綿糸布印度輸出組合」も含めて，非日本人輸出商は，1936年に48社，38年63社，40年71社，46年90社であった。そして，この多くがインド人輸出商であった（日本綿糸布印度輸出組合『組合員名簿』各年度，輸出繊維会館蔵）。
- 96) 高岡大輔（衆議院議員）談「印度の現在及将来」日印協会編『日印協会会報』75号，1941年5月，8-9頁。
- 97) 東洋棉花大阪本店綿布掛編『輸出生地綿布調査報告及解説』1936年3月，13頁。
- 98) 森山知一（東洋棉花株式会社）談「第三次日印会商をめぐりて」，日印協会編『日印協会会報』70号，1939年12月，12頁。
- 99) 同前，11頁。または，長崎暢子「3章 日本のアジア主義とインドの民族運動」山崎利男，高橋満共編『日本とインド 交流の歴史』三省堂，1993年3月，参照。
- 100) 同前。
- 101) 日本経済連合会編『我国貿易統制ニ関スル関係業者ノ意見並ニ参考資料』調査彙報第24号，1936年11月，40-41頁。
- 102) 同前，67頁。
- 103) 同前，120-30頁。
- 104) 同前，124-125頁。
- 105) 同前，124-25頁。
- 106) 同前，125頁。
- 107) 横浜正金銀行調査課『本邦の輸出組合』調査報告第113号，1939年5月，5頁。
- 108) 前掲，日本経済連合会編『我国貿易統制ニ関スル関係業者ノ意見並ニ参考資料』40-41頁。

1930年代前半の日本綿製品の対イギリス領インド輸出をめぐる論点（籠谷）

- 109) 日本綿織物対印輸出組合『組員名簿』1936年4月（輸出繊維会館蔵）。
- 110) 前掲，日本経済連合会編『我国貿易統制ニ関スル関係業者ノ意見並ニ参考資料』11，43頁。
- 111) 前掲，東洋棉花大阪本店綿布掛編『輸出生地綿布調査報告及解説』14頁。
- 112) 同前，13頁。

要 旨

本稿の課題は、1930年代のイギリス領インド（以下、英領インドと略す）市場における日本の「綿製品」（以下、「綿布」と表記する）を通して、日本と英領インド、そしてイギリス本国との通商関係について分析することにある。とくに英領インド市場を舞台にした、日本と英領インドの政府間交渉であった「日印会商」（1933年9月－34年1月）を改めて取り上げたい。既存の研究は、日印会商を通商摩擦の舞台とみなし、日本の世界経済からの孤立の側面から議論してきた。

しかしながら、本稿では、30年代の日本の綿布は、インド政庁にとっては輸入関税収入を確保するためには必要であった。輸入関税収入額は、1930年度〈「イギリス製品」から2000万ルピー、「日本製品」から1800万ルピー〉、31年度〈1700万ルピー、2000万ルピー〉、32年度〈3000万ルピー、3600万ルピー〉、33年〈2100万ルピー、2500万ルピー〉、34年度〈2900万ルピー、2600万ルピー〉、35年〈2300万ルピー、3300万ルピー〉、36年度〈1700万ルピー、3000万ルピー〉であった。輸入綿布への従価税率は、1934年以降には日本綿布に50%、イギリス製品に25%という税率であったが、関税収入額の側面からみると日本とイギリスの綿布は、インド政庁にとっては、ほぼ同額の関税収入を稼ぎ出していた。そして日本にいるインド人貿易商にとっても取引機会を提供した点で重要であった。そして、「インド棉花」にとっても日本市場は重要であり続けた。30年代の日本の孤立ではなく、むしろ協調関係を模索していた。

もっともこうした通商関係の協調の模索は、イギリスから「満洲国」の承認をとりつけるねらいがあった。協調姿勢も「満洲問題の解決は予想外の好調に進み、英米等の理解ある態度」を確保するためであったことにも留意したい。つまり広田外務大臣は「満洲問題の完遂を図るために（中略）イギリスとの関係は、シムラ会議を纏めて、両国の関係をよくするやうにして行くより方法がない」と述べていた。本稿では、日印会商における日本政府側の代表のインド政庁にたいする通商の譲歩姿勢に注目しているが、こうした1930年代の日本の協調的経済外交は、32年3月の「満洲国」の建国を対外的に承認させようとする政治的含意があった。33年3月に日本は国際連盟から脱退するが、イギリス領における政府間交渉の協調的外交は、そうした日本の対中国膨張策を補うことに狙いがあったことを看過してはならない。

キーワード：綿、日印会商、商人、

Abstract

The purpose of this paper is to analyze Indo-Japanese commercial relations during the 1930s, focusing on the problem of the international rivalry between the cotton industries and the important commercial role of Asian merchants in the Asian markets. The major trade friction between Britain, British India and Japan was over cotton textile markets, as a result of bitter commercial rivalry between the Lancashire and Osaka cotton industries in British India. This paper is made based on the historical material, collected by Toyo Menka Co. (東洋棉花) that was, after independent from the Department of Row Cotton, Mitsui Bussan Co. (三井物産 棉花部) in 1920, the Japanese biggest trading company in pre-war time, dealing with raw cotton imports and cotton textiles exports.

After abandoning the gold standard in December 1931 and devaluing the Japanese yen, Japan decided to link its currency, the yen, to sterling in 1932. The fact, that the yen was linked to sterling at a heavily devalued rate, enabled Japan to shift her exports from East Asia to other Asian countries. The increase in exports of Japanese textiles became a central conflict in Anglo and Indo —Japanese commercial relations, and prompted Japan to hold trade negotiations with the Government of India in 1933 under the control of the Home country.

The common understanding is that this isolation of Japan was intensified after the Indo —Japanese trade negotiations in 1933. This paper is to consider some conditions that maintained the level of Japan's exports to South Asia, focusing the Asian merchants' Network. The Japanese share in the imports of British India did not decrease, immediately after the trade negotiations with Britain and India in 1933. Chinese, and Indian merchants especially during the 1930s, had a tendency to continue to deal with Japanese cotton textiles, though British merchants attempted to block Japanese goods, and tried to give preference to the goods produced within the Empire.

Keywords : Cotton, The First Indo-Japanese Government Negotiation, Merchant